

○追手門学院大学教育後援会規約

2014年6月7日

制定

(設置)

第1条 追手門学院教育振興会（以下「教育振興会」という。）会則第5条に基づき、追手門学院大学教育後援会（以下「本会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本会は、追手門学院大学（以下「大学」という。）における教育及び研究活動を援助することを通して、大学の充実と発展に寄与し、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育・研究活動に対する援助
- (2) 教育環境の整備に対する援助
- (3) 会員の親睦
- (4) その他本会の目的を達成するための必要な事業

(会員)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 学部学生の保護者又はこれに代わる者
- (2) 特別会員 大学に勤務する教職員

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 2名
- (4) 会計監査 2名
- (5) 委員 18名以内

(役員の任期)

第6条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(顧問)

第7条 本会に顧問を置く。

2 顧問は、学長及び副学長をもってあてる。

(役員及び顧問の任務)

第8条 役員及び顧問の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計を処理し、1名は財務課長をもって充てる。
- (4) 会計監査は、本会の会計を監査する。
- (5) 委員は、会務を処理する。
- (6) 顧問は、必要に応じ会議に出席し、会長の諮問に応じ、又は意見を述べることができる。

(役員の選任)

第9条 役員は、正会員及び特別会員の中から選出する。

- 2 会長は、学長が選出し、実行委員会の議を経て、学長がこれを委嘱する。
- 3 副会長、会計、会計監査及び委員は、実行委員会において選出し、会長がこれを委嘱する。
- 4 会長は、役員候補者推薦委員会を設置し、前項に規定する役員の候補者を実行委員会に推薦することができる。
- 5 役員候補者推薦委員会は、会長、副会長、会計及び会計監査で構成する。

(会議)

第10条 本会に、実行委員会を置く。

- 2 実行委員会は、役員をもって構成し、会長が議長となる。
- 3 実行委員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 教育振興会会則に定める役員会（以下「役員会」という。）から委任された事項
 - (2) 本会の事業
 - (3) 予算及び決算
 - (4) 副会長、会計、会計監査及び委員の選出
 - (5) その他会務の執行に関する事項
- 4 実行委員会の定足数は、役員の過半数とする。決議は、出席者の過半数の賛成を必要とし、可否同数の場合は、会長が決する。

(会員総会)

第11条 会長は、会員総会を年1回開催し、事業計画等の重要な事項を審議決定する。

2 会長が必要と認めたときは、臨時に会員総会を開くことができる。

(会計)

第12条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 本会の事業費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(慶弔費)

第13条 会員の慶弔に関する取扱基準は、別に定める。

(規約の改正)

第14条 この規約の改正は、役員会の議を経て、教育振興会会則に定める総会の承認により行う。

附 則

1 この規約は、2014年7月5日から施行する。

2 追手門学院大学教育後援会規約（1977年8月8日制定）は、2014年7月4日をもって廃止する。

3 この規約の施行の際、旧規約により選任された役員は、引き続き任務を遂行するものとし、その者の任期は、旧規約に定める期間とする。

附 則

1 この規約は、2018年7月1日から施行する。

2 この規約の施行の際、改正前の規約により選任された役員は、引き続き任務を遂行するものとする。

附 則

1 この規約は、2019年7月1日から施行する。

2 この規約の施行の際、改正前の規約により選任された役員は、引き続き任務を遂行するものとする。

附 則

この規約は、2020年5月30日から施行する。